

様式第二十三号（第七十九条、第九十一条の六十八、第九十一条の百四十三関係）

（平26農水令58・全改、平30農水令14・令元農水令10・令2農水令57・令2農水令83・一部改正）

（一）医薬品（体外診断用医薬品を除く。）又は医薬部外品の場合

| |
|---|
| <p>動物用医薬品（医薬部外品）製造販売業廃止（<small>（休止） 再開</small>）届出書</p> <p>年 月 日</p> <p>農林水産大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: right;">氏名（<small>（法人にあっては、名） 称及び代表者の氏名</small>）</p> <p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第19条第1項の規定により動物用医薬品（医薬部外品）製造販売業の廃止（<small>（休止） 再開</small>）を下記のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>許可年月日及び許可番号</p> <p>1 事業を廃止（<small>（休止） 再開</small>）した主たる機能を有する事務所の名称及び所在地</p> <p>2 事業の廃止、休止又は再開の区分、年月日及びその理由</p> <p>3 参考事項</p> |
|---|

（日本産業規格 A 4）

備考

届出書は、正副2通を提出すること。

(二) 医療機器又は体外診断用医薬品の場合

| | |
|--|--|
| 動物用医療機器（体外診断用医薬品）製造販売業廃止（ <small>休止</small> 再開） | |
| 届出書 | |
| | 年 月 日 |
| 農林水産大臣 殿 | 住所 |
| | 氏名（ <small>法人にあっては、名</small> 称及び代表者の氏名） |
| 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2の16第1項の規定により動物用医療機器（体外診断用医薬品）製造販売業の廃止（ <small>休止</small> 再開）を下記のとおり届け出ます。 | |
| 記 | |
| 許可年月日及び許可番号 | |
| 1 | 事業を廃止（ <small>休止</small> 再開）した主たる機能を有する事務所の名称及び所在地 |
| 2 | 事業の廃止、休止又は再開の区分、年月日及びその理由 |
| 3 | 参考事項 |

（日本産業規格 A 4）

備 考

届出書は、正副2通を提出すること。

(三) 再生医療等製品の場合

| | |
|--|---|
| 動物用再生医療等製品製造販売業廃止（ <small>（休止） 再開</small> ）届出書 | |
| 年 月 日 | |
| 農林水産大臣 殿 | 住所 |
| | 氏名（ <small>（法人にあっては、名） 称及び代表者の氏名</small> ） |
| 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の36第1項の規定により動物用再生医療等製品製造販売業の廃止（ <small>（休止） 再開</small> ）を下記のとおり届け出ます。 | |
| 記 | |
| 許可年月日及び許可番号 | |
| 1 | 事業を廃止（ <small>（休止） 再開</small> ）した主たる機能を有する事務所の名称及び所在地 |
| 2 | 事業の廃止、休止又は再開の区分、年月日及びその理由 |
| 3 | 参考事項 |

（日本産業規格 A 4）

備 考

届出書は、正副2通を提出すること。